

(別紙様式24)

【都道府県名】

【医療機関コード】

※レセプトに記載する7桁の数字を記載

【保険医療機関名】

精神科救急医療体制加算に関する実施状況報告書（令和5年7月1日現在）

1 病棟の体制に係る要件

当該病院に常勤する精神保健指定医の人数	<input type="text"/>	名
---------------------	----------------------	---

2 実績に係る要件

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」
 に示す取扱い等への該当の有無 有 無

(1) 届出病棟数

病棟数		病床数（合計）	
<input type="text"/>	病棟	<input type="text"/>	床

3 精神科救急医療体制の整備等に係る実績

以下の①～⑨の数値を記載し、要件を満たす場合は、□に✓を記入すること。

		当該病院における実績	複数の病棟を届出する場合	要件を満たす場合、□に✓を記載
①	当該病院の精神疾患に係る時間外・休日・深夜の入院件数又は当該圏域における人口1万人当たりの時間外・休日・深夜の入院件数	① <input type="text"/> 件	①÷届出病棟数 <input type="text"/> 件	<input type="checkbox"/> (≥40)
		又は <input type="text"/> 件/万人	又は <input type="text"/> 件/万人	又は <input type="checkbox"/> (≥0.5)
②	①のうち、精神科救急情報センター・精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県（政令市の地域を含むものとする）、市町村、保健所、警察、消防（救急車）からの依頼件数及び①に対する割合	② <input type="text"/> 件	②÷届出病棟数 <input type="text"/> 件	<input type="checkbox"/> (≥8)
		又は <input type="text"/> 割		又は <input type="checkbox"/> (≥2割)
②の再掲	③精神科救急情報センター・精神医療相談窓口	<input type="text"/> 件	④救急医療情報センター	<input type="text"/> 件
	⑤他の医療機関	<input type="text"/> 件	⑥都道府県・市町村	<input type="text"/> 件
	⑦保健所	<input type="text"/> 件	⑧警察	<input type="text"/> 件
	⑨消防（救急車）	<input type="text"/> 件		

4 当該病棟における新規入院患者の自宅等への移行について

当該病棟において新規入院患者（措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした入院患者を除く。）のうち、6割以上が入院日から起算して3月以内に、退院し、自宅等へ移行していること。

※満たしている場合に、□に✓を記入すること

【書類番号16】

(別紙様式24)

【都道府県名】

【医療機関コード】

※レセプトに記載する7桁の数字を記載

【保険医療機関名】

5 施設類型に係る事項

次の該当する項目のいずれかにチェックをつけること

<input type="checkbox"/>	「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」（平成20年5月26日障発0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）（以下「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」という。）における身体合併症救急医療確保事業に規定された精神科救急医療施設として指定を受けている。
<input type="checkbox"/>	「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」における精神科救急医療確保事業に規定された常時対応型の精神科救急医療施設として指定を受けている。
<input type="checkbox"/>	「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」における精神科救急医療確保事業に規定された病院群輪番型の精神科救急医療施設として指定を受けている。

[記載上の注意]

- 1 当該病院に常勤する精神保健指定医は5名以上であること。
- 2 実績に係る要件の患者数は報告前1年間の患者数を記載すること。
- 3 「4」の「自宅等へ移行」とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設へ移行することである。
- 4 令和2年8月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」（令和5年5月8日以降は令和5年4月6日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」）に該当する場合は、施設基準等を満たしていない値が記載されていても、地方厚生（支）局各都府県事務所の確認対象とはならないこと。